

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険課
TEL973-3202

●加入・喪失の届出はお早めに

職場の健康保険に入ったとき、やめたとき、他の市町村からうるま市に引越してきたとき、市外へ引越すとき等は、必ず14日以内に届出をしてください。

万が一加入の届け出が遅れた場合でも、国保の資格を得た月からさかのぼって国保税が課税されます。また、その間の医療費の支払いは全額自己負担になることもありますので、届け出はお早めにお願ひします。(別世帯の方が窓口へ来る場合は、世帯主の委任状が必要です。)

●減免について

リストラによる失業や営業不振、病気等で著しく所得が減少した場合、台風等の災害のため著しい被害にあった場合には、申請により国保税の一部(所得割)が減免されることもありますので、お早めに国保の窓口でご相談ください。

●国保税のここが変わりました。

★軽減措置について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保加入世帯から年齢到達により

後期高齢者医療制度に移行し、別々の制度に加入することとなる場合があります。このような場合、急に世帯の国保税負担が増えることがないように、国保に残った方の保険税について次のような軽減措置が受けられます。

①均等割の軽減

後期高齢者医療制度に移行したことにより、軽減が受けられなくなる場合には、世帯構成及び世帯の収入が変わらなければ、翌年度から5年間、後期に移った年と同じ保険税の軽減措置を受けることができます。

②平等割の軽減

国保から後期に移った結果、国保の加入者が一人になった場合、国保の世帯別平等割が、移った月からその年度中及びその翌年度から5年間、半額となります。

※尚、該当者については、届け出の必要なく軽減措置が受けられます。

★納付方法について

世帯内の国保被保険者が全員65歳から74歳の場合、次の条件に該当する人を除き年金から天引きになります。

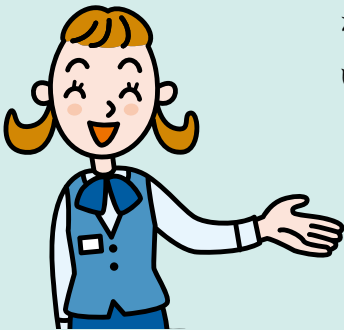
条件

- ①世帯主が国保被保険者ではない場合。
- ②世帯の国保被保険者の中に65歳〜74歳ではない方がいる場合。
- ③年金が年額18万円未満の場合。
- ④介護保険料との天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える場合。

このような場合、保険税は納付書などで個別に納めます。

●保険税は納期内に納めましょう。

保険税を滞納していると、入院時の限度額適用認定がうけられなくなる場合があります。災害など特別な事情により保険税の納付が困難なときは、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせずお早めに国保の窓口までご相談ください。



新しい自治会長を 紹介します。

平成20年6月1日現在、次のとおり自治会長(事務受託者)が替わりましたのでお知らせします。(※印の方は、自治会長以外の事務受託者です。)

貝志川地区



【田場】
よなみね 梨華
※與那嶺



【天願】
てる やいほむ
照屋 勇

勝連地区



【勝連比嘉】
へしきいさむ
平識 勇

与那城地区



【与那城西原】
いけねりこうきち
池根 良吉



【与那城桃原】
うえち やすみつ
上地 安光

自治会に加入しましょう。

自治会では、地域に住む人達が、明るく住み良い豊かな地域づくりを目指して、環境美化や文化・レクリエーション活動、行政等の連携など、様々な活動を行っています。

加入は世帯単位で行い、自治会長さんか班長さんに申し出てください。

自治会は、会員の会費と補助金等の収入によって自主的に運営されています。